（4） 継続センターの運営

センター名	摘要
インド水産加工技術訓練センター	42年6月協定終了後引続きコロンボ計画により2年間協力継続予定，現在第4期生訓練中，第3期までの卒業者約86名。
ブラジル繊維工業技術訓練センター	協定43年7月まで延長，現在第4期生訓練中，第3期までの卒業者数98名。
第一次インド農業技術センター	42年4月協定終了するため引継後の協力体制協議中。
第二次インド農業技術センター	圃場の整備強化に伴なう農民等に対する訓練開始
ガーナ繊維技術訓練センター	42年2月仮開所，一部訓練開始。
パキスタン電気通信研究センター	運営継続，42年7月より2カ年間協定延長予定。
ケニア小規模工業技術訓練センター	41年4月22日正式開所，現在第2期生訓練中，第1期卒業者数49名
タイ道路建設技術訓練センター	追加機材の到着およびタイ側の体制の整備により訓練とともに道路の建設もようやく本格化し著しい進展をみせている。
カンボディア農業	コロンボ計画により引続き業務運営中。
〃　畜産	〃
〃　医療	〃

（5） 要員の派遣

41年度はタイヴィルス研究センター等，9センター15カ所に対し要員派遣業務を実施した。派遣要員数は計81名，所要経費は総額20,412万円であった。

第2節　各センターの概況

1. インド水産加工技術訓練センター

昭和35年3月インドより農業次官補，マイソール州漁業局長等よりなる漁業調査団が来日し，インド国内における漁業活動の発展，普及および食生活の改善等の見地から，水産物加工についての技術援助の要請があった。わが国は，

この要請を検討した結果，冷凍，フィッシュソーセージおよび缶詰製造を含む水産加工に関する技術者の訓練養成について協力を行なうことになり，36年1月調査団を派遣して現地調査ならびにインド側と協議をした結果，マイソール州マンガロール市に，水産加工に関する技術訓練センターを設置することに決まり，37年3月協定が正式に調印された。

この協定にもとづいて，わが国は総額約5,000万円に及ぶ缶詰関係機械，冷凍関係機械器具，フィッシュソーセージ関係機械，製造実習用資材等の機材を無償供与するとともに，昭和37年12月に技術指導要員として理事長以下7名の技術専門家を派遣し，併せてインド側助手等5名の日本への呼寄せ研修を行なった。本センターは，インド側の提供する建物の建設が偶々，中印国境紛争にあって遅延したが，関係者の努力によって昭和38年7月第1期生の訓練を開始した。

本センターはインド国内における水産加工の幹部技術者養成を目的とするもので，このため訓練については多数科目の皮相的な訓練を避けて少数科目の製造加工方法の習熟を主眼とし，水産製造加工理論を教えるとともに，缶詰，冷凍，フィッシュソーセージの各部門について機材設備の構造，取扱い，組立，分解および製造加工実習の訓練を行なっている。

訓練期間は1期1年で，訓練生は原則として大学卒業者を対象とし，インド全州より公募による多数の応募者から選考し，1期30名の訓練を行なっている。現在第4期の訓練生29名の訓練を行なっているが，すでに終了した第1期，第2期，第3期の訓練は順調な経過を経て大きな訓練効果をあげ，これらの卒業生，計86名は全員就職が決定し，その就職先は，政府の水産局や水産研究所から民間水産企業まで広範囲にわたり，その活躍が大いに期待されている。

本センターの当初の協定は40年3月をもって終了したが，本センターの効果をインド側は高く評価し，その延長を強く要請してきたので，わが国としてもインド側の希望を入れ，さらに協定期間を42年6月まで2年3カ月延長した。この協定延長に伴い，製氷部門等に対して拡充強化のため，40年度には1,300

万円におよぶ追加機材の購送を行ない，水産加工にとって最も重要な要件である氷を使用した魚類の鮮度維持等についても訓練してゆくことが可能になった。一方協定終了後センターを相手国側へ円滑に引継ぎするため，41年6月より本センター卒業生の日本での研修受入れを実施した。

なお42年6月末をもって協定期間が満了するが，インド側は引続き本センターに対するわが国の協力を要請しているので日本側としては，センター要員引揚後は，コロンボ計画により専門家を派遣して協力する予定である。

2. ブラジル繊維工業技術訓練センター

昭和36年6月，ブラジル政府の要請により，4名からなる技術調査団をブラジルに派遣した結果，東北ブラジルのレシフェ市に，繊維工業技術訓練センターを設置することを決定，37年3月協定が正式に調印された。

この協定により，日本から総額8,000万円に及ぶ機材を無償供与するとともに，昭和39年8月に理事長以下6名の技術専門家を派遣し，併せてブラジル側職員の呼寄せ研修を実施した。

本センター設置に関するわが方の業務については予定どおり進められ，昭和39年8月には，供与機材の購送，ブラジル側助教の本邦研修センターの日本側要員人選等すべて完了したが，他方ブラジル側の準備すべき建物等は，インフレや政変等の国内事情によりたびたび遅延し，ようやく40年7月センターの仮開所をみるに至った。

綿業が基幹産業である東北ブラジルは優秀なる原綿の産地であり，労務条件，消費市場の面でも有利な条件を備えているが，生産性の極端な低調に悩まされている。このため東北ブラジル開発庁（SUDENE）は，東北ブラジルの繊維工業再整備計画をたて，綿業の復興策として融資による機械設備一新，技術者養成，管理の近代化等に着手した。本センターは，このSUDPENEの所管のもとに，国内の職業訓練機関であるSENAIの訓練施設の一つとして，綿紡績の職長級の再訓練を行ない，紡績工場の保全，操業の技術ならびに

品質管理技術の教育訓練を図り工場中堅技術者を養成しようとするもので，このための訓練として混打綿，梳綿，練篠および粗紡，精紡および撚糸，織布準備，織布，コーマ，試験および品質管理の各コースを6カ月を1期とし，1期40名で実施する予定で発足した。

しかし，機械据付その他建物工事の一部未完のため，第1期訓練は，昭和40年8月より自動機械コースのみを4カ月半にわたり実施し，民間会社の職長クラス14名を訓練した。第2期訓練は4カ月にわたり，混打綿・梳綿・練篠，粗紡・精紡，仕上・織布準備，自動織機の5コースを開設し，50名の参加者を得た。第3期は41年8月より4カ月半にわたり34名を集めて行なわれ，現在第4期訓練（42年2月開始）を56名参加のもとに実施中である。

この間，東北ブラジル繊維業界も大幅な躍進をみせ，それに伴い，本センターに対する要望も単に職長の養成にとどまらず，より高度の染色等の仕上げ加工部門および試験部門へと移行している。ブラジル側のこのような要望に応えるため，わが国はセンター内に特別コースとして試験室コースを併設し，ブラジル紡績業界の近代化に資することにし，41年度において255万円にのぼる追加拡充機材を購送完了した。また，わずかに残っていた建築工事もようやく完成の段階に入ったので，ＳＥＮＡＩの創立25周年の記念行事の一つとして42年に正式開所式を挙行の予定である。

3. インド農業技術センター

（1） 第一次4農場

インドは，深刻な食糧不足を解決するため農業の振興，発展の重要性を認め，集約農業地域計画等一連の食糧増産計画をたて，その一環としてわが国に対して，日本式稲作技術を基とする模範農場の設置協力方を要請してきた。この要請に対し，わが国は昭和36年11月実施調査団を派遣，現地調査を行なった結果，西ベンガル州ナディア地区，オリッサ州サンバルプール地区，ビハール

州シャハバード地区，グジャラート州スラート地区の4カ所に模範演示農場を設置することに決定，37年4月に協定が正式に調印された。

この協定にもとづき，わが国は総額約3,700万円におよぶ農機具実験器具，観測，測量器具等の機材を無償供与するとともに，昭和37年5月から6月にかけて1農場4名，計16名の稲作技術者を派遣した。

各農場は，多くの困難な状況にもかかわらず，初年度から現地収量の2～3倍に及ぶ収穫をあげ，その後着々と増収の成果を示してインド側関係者はもちろん，一般農民からも高く評価され，再三にわたり新聞にその成果が報道されるとともに多くの参観者を集めている。

本センターは，40年4月をもって当初の協定期限が満了するため，インド側は協定の延長とともに，各農場で演示と併行して農民等に対する訓練の実施を要請してきた。わが国はこの要請に応えて，42年4月までの2カ年間の延長に同意する一方，普及訓練実施のため40年度に1,250万円追加機材の供与を行なった。

第5年度は，一部農場では台湾種の積極的導入により，エーカー当り最高籾収量，4トン以上という驚異的な収穫をあげ，このため従来台湾種に対して消極的であった中央政府ならびに州政府も，早速台湾種を奨励品種に指定した。

その他の農場でも，平均1.5トンから2トンという現地の3～4倍の収量をあげ，日本式稲作技術の優秀性を示した。

一方，各農場は州政府の要請に応じて，稲作技術の普及のため農民等に対し本格的訓練を開始し，42年3月までに各農場あわせて1,300名以上の訓練を行なった。ナディア農場ではポンプドライバーを中心に農機具訓練，サンバルプール農場では州農業普及担当官，改良普及員，一般農民を対象とした稲作栽培技術の訓練，シャハバード農場では農民中心の訓練を農学校等と協同で行なっている。スラート農場ではモデル農家の指定，アシュラム（一種の公立技術学校）農学校等への指導を行なうなど，各農場でのそれぞれ最も適した方式で訓練を実施している。

42年4月の協定終了を間近に控え，今後の方針等を協議する一方，日本側要

員およびインド側の意向打診したところ，各農場ともデモンストレーションとしての業務はすでに終了したとしてインド側に引継ぐこととなった。

ただし，オリッサ州を除く3州は今までの効果を一般農民に普及するための施策として，より高度の専門家を3～4名迎え，実地試験および訓練，普及に対する援助を希望してきた。

しかしながらインド側の要望が必ずしも一定でなく，流動的なため，42年3月より約1カ月間調査団を派遣し，インド側の意向を確認するとともに今後の方針等について打合せすることとした。

（2） 第二次4農場

第一次4農場の好評に伴い，インド側はさらに各地に農場の増設を強く要望してきたので，わが国は39年度さらに4農場を増設することとし，同年3月実施調査団を派遣した。この調査結果を検討し，アンドラプラデッシュ州グンツール地区，マイソール州マンディア地区，ケララ州エルナクラム地区，およびマハラシュトラ州コラバ地区にそれぞれ既設農場と同様の農場を設置することに決定し，39年12月にその協定が調印された。この協定にもとづき，わが国は総額約4,700万円におよぶ農機具，実験器具等機材を無償供与した。

新設農場要員については，1農場4名，計16名の専門家を40年3月派遣した。

新設農場は既設農場と同様，日本式稲作栽培技術の演示ならびにインド側農業技術者および農民に対する普及訓練を行なっており，各農場とも要員赴任早々に第一期作の作付を開始し，8～11月にかけて収穫を終え，増収の実を示した。

第二年度はインドは異常寡雨により水不足を来し，作付制限，作付時期の遅延に加えて害虫の発生等による悪条件が重なったが，各要員の努力により，初年度を上回る収量をあげた。各農場の圃場も徐々に整備され，本格的稲作の演示活動に入るとともに一部農場では農民等を対象に訓練を開始した。

4. ガーナ繊維訓練センター

昭和34年10月，通商使節団長として来日したガーナ貿易大臣はわが国に対し，日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方，両国の関係をより密接にするため，貿易，経済技術協定を提案した経緯があり，その後35年在京ガーナ大使は前記の技術協力に関連して，ガーナに技術訓練センター設置を要請してきた。よってわが方としてこれを検討した結果，繊維工業技術訓練センター設置の方針を決定，37年11月に5名の実施調査団を派遣し，アクラ東北約30kmのテマ市に繊維訓練センターを設置することに決定，38年5月にセンター設置に関する取極が正式に調印された。

本センターは，ガーナの経済，技術開発に寄与するため，ガーナ政府のとくに希望する綿織物およびタオルの生産，染色加工および簡易縫製等の技術者を養成することにより，ガーナ国内における繊維技術の普及開発を図り，併せて繊維需要の増大を図ることを目的としたものであり，その訓練方式はジュニア・テクニカル・インスティチュート卒業者を対象として初級技術者を養成する普通科とシニア・テクニカル・インスティチュート卒業者を対象として中堅技術者を養成する高等科に分け，それぞれ1年を1期として織物の物理および化学実験，綿織物およびタオルの生産，染色，縫製加工等の訓練を行なうことになっている。

このため前記取極めにもとづき，わが国より5,294万円におよぶ染色，織布，仕上げおよび縫製設備，試験機器，工作機械等を供与するとともに，技術指導要員として理事長以8下名の技術専門家を40年1月から11月にかけて派遣し，かつ，ガーナ側助教のわが国への呼寄せ研修を実施した。

他方，センターの土地，建物および付帯設備はガーナ側で提供することになっているが，ガーナはココア価格の下落等により財政困難となり，加えて41年2月に政変のあったことなどから本センターの建物完成が遅れていたが，昨秋以来ようやく work shop の建物の建築が完成し，42年2月に仮開所が行なわ

れ，31名の訓練生に訓練を実施している。

なお，本センター協定有効期限は42年5月を以って終了するが，ガ政府の要請により，これを向う3カ年間延長する運びとなった。

5. パキスタン電気通信研究センター

パキスタン政府は，第2次5カ年計画の一環として，西パキスタンのハリプールに総合的電気通信センターの設置を計画し，このうち研究部門のセンターについて日本の技術援助を期待した。この研究センター設置計画は36年にパキスタン政府の閣議で承認され，正式に日本に対し技術協力の要請がなされた。

わが国は，パキスタン側の強い要請を検討した結果，電気通信研究センター設置の方針を決定し，この決定に従い，37年7月調査団を派遣，現地調査，パキスタン側との打合せを行ない，センター設置協定を昭和38年11月に締結した。

本センターには，わが国から総額5,900万円におよぶ無線，搬送，電話交換，電信，試作等の機材を無償供与するとともに，39年3月以降これまでに理事長以下延8名の要員を派遣してきた。

本センターは，パキスタンの今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進するうえに必要かつ強力な研究を行なうため，十分な機能をもった研究センターたることを目標としている。すなわち，本センターはパキスタンの通信事業の現状を把握し，技術の中心的立場にたって，同国に最も適した通信方式を開発するとともに，通信施設の品質を改良して，通信サービスを最も経済的に向上させるための実用化研究を行なうものである。またとくに高度の技術を必要とするものについては，パキスタンが外国から技術を導入する場合の先導的役割を果そうとするもので，パキスタン電信電話総局内の保全および施設部門と密接な連絡を保持しつつ，無線中継方式その他について研究を行なうこととなっている。

本センターは39年7月開所し，この間電話交換，電信，無線搬送，試作の各

部門において，研究項目を定め，研究作業と指導を行なうとともに毎週一回定例会議を開き，研究スタッフ全員が集合して前週までの研究作業の進行状況の報告，各種項目に対する討論を行なってきた。研究例の一，二をあげると，電話交換部門の半自動加入者線試験器の実用化，電信部門の単鉄線によるモールス電信を電話方式にする項目，無線部門のラワルピンディ～マリー間の伝播試験（マイクロ），ソーラーセル（ＶＨＦ）および同一周波数方式の実施に関する測定（ＨＦ），搬送部門の双方向中継器の実用化，試作部門の印刷回路等がある。なお，試作部門では，すでに所期の指導目標を達成して現地側に引渡し，日本側要員は帰国した。

本センターのパ側研究員数名がコロンボ計画によって来日，研修を受け，うち一部は帰国してセンターに配属されている。

当初の協定による日本側要員の協力期間は，42年６月末をもって終了するが，パキスタン側はさらに２年間の協定延長を要請しており近くパ側から正式に要請文書が出されることとなっている。わが国はこれにこたえて協定を延長し，引続き日本側要員を派遣するとともに追加機材を供与する方針である。

6. ケニア小規模工業技術訓練センター

ケニア政府は，経済開発と民生の安定に強い熱意を示し，教育に重点をおいたアフリカ人の人材養成を図るとともに，工業奨励，国内産業保護助成政策をすすめ，とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を入れ，わが国に対し小規模工業技術センター設置を要請してきた。よって，昭和38年８月，実施調査団をケニアに派遣しこの調査結果にもとづいて検討の結果，小規模工業技術訓練センターを設置することとなり，昭和39年７月，日・ケ間で正式に協定が調印された。

この協定にもとづき，わが国は約5,500万円の機材を無償供与するとともに39年９月から12月にかけて理事長以下12名の要員を現地に派遣した。一方，ケニア側の提供する建物の準備が進まず，このためセンターの開所も当初の予定

より若干遅れたが，関係者を督促して昭和40年7月に9カ月間の座講を中心とした訓練が開始された。

本センターでは金属加工，電気機器組立修理，ミシン縫製，木工，機械組立修理，皮革加工の6部門よりなり，技術および経営に関するコースにより，将来小規模工業経営者となるものに対し，経営に必要な技術および経営知識についての訓練を実施しており，さらにこの訓練コースに加えて経営者養成の効果を高めるため，これら訓練に必要な調査部門と訓練終了者を含む小規模工業経営者に対し，経営相談にのり指導してゆく経営相談部門を設けている。

第一期訓練は41年4月をもって終了したが，訓練生の総数は49名で，内訳は金属加工部門9名，皮革加工部門8名，機械部門7名，電気機器部門8名，ミシン縫製部門6名，木工部門11名となっている。これら卒業生のうち一定の資格を備えたものには，開業にあたってケニア側政府関係機関（Industrial & Commercial Development Corporation）より資金の融資をうけることとなっており，すでに融資をうけて開業したものも相当数にのぼり，これら卒業生の今後の活躍は大いに期待されている。なお，第二期訓練も8月より開始され，新聞公募による応募者約3,000名の中から47名を選び9カ月にわたり行なわれている。

7. タイ道路建設技術訓練センター

現在，タイにおける支線道路（Feeder road）の開発はきわめて遅れており，これが同国の経済開発に大きな障害となっている。このため，タイ政府はその行政機構を改革して各地にパイロット・プールを設立し，道路建設を促進することとなり，東北部についてはオーストラリアの援助によりコンケンのパイロット・プールを設置したが，ついで南部についても，パイロット・プール設置のためわが国の援助を強く要請してきた。

この要請についてわが国で検討した結果，南タイの支線道路の経済的価値およびわが国の建設技術および機械への認識の改善に役立ちうること等の見地か

ら積極的な態度をもって臨むこととし，昭和38年9月に予備調査団を派遣した結果，39年度に道路建設技術訓練センター設置の予算を計上した。この決定にもとづき，さらに39年5月下旬実施調査団を派遣し，バンコック南方約700キロのソンクラ市にセンターを設置することに決定，同年11月6日正式に協定が調印された。

本センターの目的は，道路の設計，建設，維持ならびに道路建設に利用される機械およびその操作につき，タイ人技術者に訓練と指導を与えることにあるが，訓練過程において道路の建設が行なわれる点に特色がある。このため本センターでは，建設機械の運転とその修理，整備に関する訓練を各々のコースに分けて行ない，高等学校卒業程度の訓練生に対して，各種建設機械を運転し，実際の道路建設にその技量を十分活用しうる技術者につくりあげるとともに，これら機械の基礎的理論と実際に習熟した人材を養成することを主眼としている。

本センターに対するわが国よりの供与機材は，ブルドーザー・ダンプトラック等総額2億余円に達している。他方要員も理事長以下10名の専門家が40年2月に赴任し，40年4月にはタノム首相以下，日・タイ両国関係者多数出席のもとに開所式が挙行され，本センターの業務が開始された。

本センターは，実際に道路を建設しながら訓練を実施し，訓練を施したものは開所以来，重機オペレーター90名，フィッター20名，ダンプトラック運転手26名である。

本センターの設置後，世銀借款による道路建設の入札に初めて日本業者が参加し，これを落札したほか，西ドイツの借款による鉄道建設にも日本業者が落札しており，その他同国に設置されるニュージーランドの援助による道路建設センターの機械の入札にも，日本の業者の参加が認められる等，わが国建設機械および建設業者の進出に明るい前途が期待される。

なお，タイ側の要請により建設中の道路をアスファルト舗装にするため，42年度においては9,000万円に及ぶ追加機材を供与する予定である。

8. タイ電気通信訓練センター

昭和34年8月に実施調査団を派遣し，タイ側との交渉と調査を行なった結果，バンコック北部12kmのノンブリに技術訓練センターを設置することに決定し，翌昭和35年8月に協定が正式調印された。この協定にもとづき，わが国より電話交換関係機器等総額約6,800万円におよぶ機材を無償供与するとともに，技術指導要員として理事長以下7名を派遣して，36年2月に本センターの開設をみた。

本センターの訓練は，電気通信施設の設置，操作および保守の分野でタイ人研修員の養成を目的とし，タイ電気通信関係機関よりの委託生および一般よりの公募生を対象として，電話交換，搬送電話，マイクロウェーブ，電信無線通信，テレビ放送，ラジオ放送の部門について訓練を行なっている。その訓練コースは，初級電気通信技術者の養成のための普通科と既成技術者のレベルアップのための専修科に分かれている。普通科は，当初1年コースとして訓練を始めたが，その後タイ側の要請により昭和38年に制度を改め Technical Institute に準ずるものとして，3カ年コースとして再出発した。また，専修科は当初1期3カ月コースとして実施したが，昭和39年より専門知識をさらに高度ならしめるため，1期4カ月コースとして実施している。なお，この間，昭和37年度拡充強化のため998万円の追加機材の購送補充を行なった。

本センターは，昭和38年8月をもって当初の協定期間を終了したが，タイ側の要請により，協定を2カ年間延長するとともに，Radio，TV部門を増設して約2,600万円にのぼる機材を供与し，併せて専門家2名を追加派遣した。一方タイ政府も，このわが国の協力に対応して，センターの敷地内に新たに鉄筋コンクリート3階建ての施設を昭和39年に建築した。

本センターは，昭和40年8月をもって協定期限を終了したが，タイ側の引継体制が整わず，このためタイ側の要請に応えて協定終了後も引続き協力を継続することとなり，40年7月にコロンボ計画により専門家6名を派遣した。なお

タイ側の引継体制促進のため，本センターの卒業生4名を教官として養成すべく40年10月以来本邦に受入れ研修中である。

本センターは開所以来昭和42年3月まで6年余を経過し，この間，普通科では3年コース第3期の訓練を終了して，開所以来の訓練生の合計は181名の多きを数え，3カ年コースになってからの卒業生の就職状況は，タイ電話公社，郵電庁，国鉄，タイTV等毎年100%の就職率をあげており，電話公社の場合その合格率は他の倍以上に，しかも成績の上位をしめている等，本センターの成果はいよいよ高まりつつある。また専修科の訓練終了者の数は361名にのぼっている。

9. 東パキスタン農業機械化訓練センター

昭和33年1月戸刈東大教授一行による調査の結果，初めて農業センター設置の構想がとりあげられたが，その後パキスタン政府からセンター設置の強い要請があった。よって34年7月実施調査団を派遣し，調査した結果，東パキスタンのダッカに農業訓練センターを設置することに決定，35年7月に協定が正式に調印された。

この協定により，日本側より総額約3,600万円におよぶ農機具，修理用工作機械，実験用器具，気象観測用器具，圃場測量器具等を無償供与するとともに，理事長以下6名の技術専門家を派遣し，35年9月その開所式が行なわれた。

本センターは，各地区の農業普及官に実地訓練による再教育を施し，これら普及官を通じて現地農民に日本式農業技術を普及すると同時にパキスタンにおいて，農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。その訓練は1年を2期とし，1期約40名により行ない，水稲栽培を中心に，土壌肥料，作物栽培，農機具，病虫害の各部門で発足したが，昭和37年度に園芸部門を増設し，専門家1名を派遣するとともに，所要機材約400万円を購送，追加供与した。

本センターの当初の協定期限は38年7月であったが，パキスタン側の要請を

いれてこれを2年延長し，40年7月をもって協定にもとづく協力期間を終了した。これに伴い，7名のセンター要員はそれぞれ任期を終了帰国したが，開所以来5年間で9期の訓練を終了し，訓練終了者の数は合計318名に達し，これらの人々はそれぞれ所属の地区に戻って，習得した技術の指導普及につとめている。一方パキスタン側は，わが国の協力期間後については本センターを農業機械化訓練センターに改組し，引続き運営していくこととなり，日本側の協力の継続を要請してきたので，日本側ではチーフアドバイザー，稲作，農機具および園芸の各部門の専門家4名を40年11月コロンボ計画により派遣し，引続き協力している。

なお，本農業機械化訓練センターの目的は，今後東パキスタンにおける農業機械化の進行に伴い，必要となる農機具技術者の養成をはかることにあり，政府職員ならびに農村青年を対象として1期3カ月間のコースで1年に160名の訓練を行なう予定で現在第5期生を訓練中で第4期まで153名の訓練を終了した。

10. セイロン漁業訓練センター

セイロンは，四面を海に囲まれた島国でありながら，漁業の発達が前時代的であるため，同国の消費水産物の過半を輸入に依存している実情である。このため，わが国は昭和33年水産調査団が，水産振興10カ年計画について勧告書を提出した経緯もあり，漁業に関する技術訓練センターの設置を提案したところ，セイロン側もこれに強い賛意を示したので，35年2月実施調査団を派遣し，コロンボ北方約30kmのネガンボ市に漁業訓練センターを設置することに決定，36年3月協定が正式に調印された。

本センターに対してわが国よりは総額2,900万円におよぶ漁業実習用機材，実習船一隻，底曳船型実習船装備一式，機関実習用機材，教材等を無償供与するとともに，理事長以下8名の技術専門家を派遣し，昭和37年10月仮開所し，訓練を開始した。なおわが国では開所後も昭和38年度に240万円および昭和40

年度に80万円の機材を追加供与し，センターの強化を行なった。

本センターの訓練は漁撈科および機関科の二部門に分れ，漁撈科は新漁具，漁法および機械化船の取扱い，操縦法の訓練教育を6カ月1期のコースで実施し，機関科では漁船用機関の取扱いおよび軽易な故障の修理技術の訓練教育をセイロンの漁民および漁民の指導者を対象として，1年1期のコースで行なっている。

なお，セイロン政府は将来，漁業の重点を沿岸漁業から沖合漁業に移したい方針であるが，漁船建造能力等より，急速な漁業政策の転換は考えられぬことであり，他方，現在沿岸漁業に従事する多数の漁民に対する技術の普及は今後とも欠かせ得ぬことであるので，本センターとしてはこれまでの訓練機構をそのまま残し，沿岸漁業を主体とする訓練を継続している。

本センターは，40年9月をもって協定にもとづく協力期間を終了し，その運営はセイロン側に引継がれることになったが，セイロン側の体制が整わず，引続きわが国の協力を要請してきたので，コロンボ計画により漁撈科2名，機関科1名の専門家を昭和40年10月に派遣して引続き訓練指導等の協力を行なっている。

現在，漁撈科第10期生，機関科第5期生の訓練を実施中であり，これまでの訓練修了者は漁撈科128名，機関科39名，計167名にのぼっている。

11. イラン小規模工業技術訓練センター

わが国はイランに対し，33年12月に経済および技術協力協定を締結した経緯もあり，同国に小規模工業センターを設置する方針を決め，イラン政府と交渉したところ，35年5月イラン側より熟練工の養成を目的とした機械およびプラスチック部門のセンターを要望してきた。よって同年6月調査団を派遣し，話合いの結果，テヘラン近郊のカラジに設置することに決定，35年9月に協定が正式に調印された。

この協定により，日本側はこれまで総額5,855万円におよぶ木型，鋳造，鍛

造，溶接機械，プラスチック等の機械を無償供与するとともに，理事長以下8名の技術専門家を派遣し，かつイラン側助教7名の呼寄せ研修を行ない，昭和37年10月開所式を挙行した。

本センターは，機械およびプラスチック部門における職工，技術者の実際的，理論的訓練を実施するとともに，イランでの実施可能な工業技術の改良のための研究，実験を行なうもので，訓練期間は1年を1期とし，小学校卒業または，これと同等以上の学力を有する者を対象としている。

その訓練内容は，機械部門は機械，仕上，組立，板金，溶接，鋳造，鍛造および木型に分れ，プラスチック部門は成型，配管に分れている。この訓練生は一般より公募しており，その学歴は小学校卒業者から高卒者までの広きにわたり訓練生は40年9月をもって3期を終了し，合計181名の卒業者を送り出している。

昭和39年11月にイラン政府内の所管が経済省から労働省へ移るとともに，訓練を従来の徒弟訓練から工場に働いている経験工の技術向上のための再訓練に切換えられた。

本センターの当初の協定協力期間は38年9月をもって終了したが，イラン側の要請により協力期間を2年延長した。これによって，本センターは40年9月をもって協力期間を終了し，その運営は全面的にイラン側に引継がれることとなったが，その運営体制が整わず，このためイラン側より要請があって引続き協力することとなり，4名の専門家を中近東・アフリカ技術協力計画により本センターのアドバイサーとして昭和41年1月に派遣し，現在活躍中である。

12. アフガニスタン小規模工業訓練センター

35年3月，アフガニスタン政府の要請によって中小企業の調査団が派遣され，その振興策を調査した結果，自転車組立等9業種の開発を勧告した。その後ア側は工業技術の実地訓練を主とする工業技術センターの設置を要望してきたので，同年9月再び調査団を派遣し，調査，打合せの結果，同国政府が新工

業地帯として予定したカブール市郊外12kmのポリチャヒに自転車，ガラス，プラスチックの3部門を有する小規模工業訓練センターを設置することを決定，36年3月協定が調印された。

この協定により，わが国は当初予算と40年度の追加機材予算を合せて，総額7,400万円におよぶ自転車，ガラス，プラスチック，電気設備等を無償供与するとともに，理事長以下8名の要員を3年余にわたって派遣した。

本センターは，将来アフガニスタン工業の基礎となる技術者の養成を行なうものである。自転車部門では部品はフレーム，前ホークのみを製造し，他の部品は輸入品を使用して完成車の組立技術を指導するものであり，ガラス部門では，原料の調合，熔解，ビン，皿，小鉢等の家庭用ガラス製品の製造技術を，またプラスチック部門では，3オンス程度の小型の家庭用品類の射出成型とパイプの押出成型技術を指導するものである。

センター要員は，37年5月～8月にかけて赴任したが，現地側の準備が当初の予想に反して遅れたために，38年8月に至ってようやく開所の運びとなった。当初の計画では，本センター養成する技術者は政府がその中小企業振興計画にもとづき，設置を予定していた各工場の中堅技術者になるはずであったが，この計画は進捗せず，また同国にはほかにこの種企業が存在しないため，訓練生の就職先がないところから，逐次技術訓練に並行して生産活動を行なってきた。したがって訓練生は当所入所した50名がほとんどそのままセンターにとどまって訓練を受け，また各製品を製造して現在に至っている。

3部門のうち，自転車部門は訓練生の技術水準，訓練効果ともに最も高く，1,000台以上の自転車を組立て，その約80%は販売され同国で初めての国産車として大きな反響を呼んでいる。また，ガラス部門では，灰皿，コップ等現地人の需要に合致する金型をセンターで製作し，これによって製造作業を行なっており，また原料の大部分が国内で産出されることも判明した。プラスチック部門は原料の供給難等の困難があったが，逐次アフガニスタン側で原料を輸入するようになった。

本センターの生産体制が徐々に整備されるに従い，販売面の強化が必要とさ

れ，40年4月カブール市の中心街にセンター製品の直売所が設けられ，これまで自転車を中心として1,000万円を越す販売高をあげている。

本センターの協定は，1年半延長し，40年9月終了してアフガニスタン側に引渡されたが，まだ技術水準も低く，独立でセンターを運営する力がないので引続き4名の専門家をコロンボ計画によって派遣し，訓練指導を続けている。

13. タイヴィールス研究センター

タイのヴィールス性疾患による死亡率は極めて高く，これに対する医療施設の普及，環境衛生の改善が急務とされていた。このためタイ政府はわが国に対し，ヴィールス性疾患の撲滅のため医療技術協力を強く要請してきたので，わが国は同国にヴィールス研究センターを設置する方針を決め，36年6月調査団をタイ国に派遣し，バンコック市内に設置を決定，36年11月協定が調印された。

この協定にもとづき，わが国から電子顕微鏡，血清等研究機器，組織培養法研究機器，動物実験機器等を無償供与し，その額は当初供与および追加供与の機材を含めて，これまで総額4,500万円に達し，また派遣要員も理事長以下延10名に及んでいる。一方タイ側研究員も毎年1～2名ずつの受入研修を実施している。

本センターは，他の訓練センターと趣を異にし，研究所としてタイ国におけるヴィールス性疾患に関する実態調査，臨床的検討および防疫対策の研究，ヴィールス研究におけるタイ側職員の養成ならびにタイ国の各研究検討機関の指導にあたっている。研究内容としては，疫学調査，ヴィールス性疾患の診断，診断用ヴィールス抗原の製造，ヴィールス株の保存，ヴィールス性ワクチンの製造ならびに検定に関する研究，ヴィールス性疾患の調査，その他衛生行政に関係あるヴィールス研究等であり，訓練内容としては，ヴィールス研究の基礎的技術としてヴィールスの保存，取扱法，動物実験法，培養法，血清反応およびヴィールス性ワクチンの製造ならびに検定法を教えている。

日本側要員は37年9月赴任し，38年2月サリット首相出席のもとに開所式が行なわれた。以来日本側要員の努力により着々とその業績をあげてきており，その主なものを挙げると，依頼される検査は年間4,000件以上にのぼり，また狂犬病ワクチンの試作およびデングヴィールスⅠ型のワクチンの試作に成功している。実験用動物飼育もすでに質的には国際水準に達し，同国内でははじめてその飼料の製造にも成功した。

このような成果はひとりタイ国のみならず，広く東南アジア諸国民にとって大きな福音となることが期待されるものであり，内外の注目を集めるところとなっている。これらは，最近調査のためにタイ国を訪れたコロンボ計画事務局の広報官が本センターの成果を高く賞揚する報告を行なったことからもうかがわれる。

本センターは，39年11月をもって当初の協定による協力期間を終了したが，タイ側の強い要望もあり，協定協力期間を41年5月まで1年半延長した。41年5月以降はコロンボ計画によって専門家を派遣，引続き協力を行なっている。

14. カンボディア農業技術センター

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄により，わが国は，総額15億円の経済および技術援助を行なうこととなり，昭和34年3月農業，畜産および医療のセンターを建設し，その運営に必要な専門家の派遣および物資の提供を含む日本・カンボディア経済技術協力協定が締結された。

本センターは，この協定にもとづく協力の一環としてカンボディアにおける農業技術の研究および普及を行ない，もって農産物の増産に寄与することを目的とし，その主な事業として稲作および畑作物の生産技術に関する研究，調査，農機具の利用に関する研究および調査，技術者の養成，農民の訓練等を実施するものである。専門家の派遣および物資の調達業務は，旧アジア協会がカンボディア政府との契約により昭和35年12月以降9名の専門家の派遣を実施，さらに36年3月に物資の調達を実施した。しかしその後施設の完成に相当期間

を要する情勢に至ったので，専門家は昭和37年7月に全員が帰国した。以後，本業務は海外技術協力事業団に引継がれセンターの施設完成に伴い，39年4月カンボディア政府と約6,000万円の物資調達契約を締結し，専門家の役務提供契約も同年5月締結，物資調達および専門家10名の派遣を実施した。

本センターは，当初の事業対象を稲作の多収栽培を目標とする試験におき，日本の稲作技術を最大限に活用し，かんがい排水施設の整備に力を注ぎ，また乾期の水田利用にも水利条件の許す範囲で実施した。その結果ヘクタール当り4～5トンの籾収量を得た。その他カンボディアの水稲の低位生産性の解明と増収法に試験研究を絞り，その結果低収原因は粗放な栽培，すなわち無除草，病害虫の無防除，土壌の不良，無施肥等によるが，その最大の問題は品種にあることがほぼ解明された。

また技術者の養成については，特定のコースを設けず日常の勤務を通じカ側カウンターパートに技術指導を行ない，農民の技術訓練については，その直接指導をカンボディア人要員に委せ，日本人専門家は間接指導または教材提供の立場より参画した。協定による専門家の派遣期間は，昭和40年9月で終了したが，引続きコロンボ計画により専門家を派遣し協力を続けている。機材の購送については，40年度中に約560万円の補充機材調達を実施したが，さらに協定終了の41年7月までに約760万円の機材調達を実施した。

しかるに，協定終了後においてカンボディア国側でセンターの運営を引継ぐ体制が整わぬところから協定終了後さらにセンターの運営の強化と引継ぎ準備体制の促進を図ることとなり，この方針に従い今後のセンター運営の具体的方針およびわが国の協力についてのカ側との打合せおよび現地調査のため41年6月実施調査団を派遣した。調査団の調査の結果に基づき本センターの今後の方針としては，その優れた研究設備態勢と300haの圃場用地を使用してこれを採種圃場とし，このセンター圃場用地を今後3カ年で整備する計画で，その具体化を図ることとなった。このことは，現在カ国の米の生産上極めて大きな問題である雑多な多品種稲の栽培をセンターにおいて，これら多品種のなかから優良品種を選抜しその生産と配布を目的とし今後のカンボディアの水稲品種をこ

の採種圃で生産された多収優良品種におきかえていこうとするものである。このセンターの方針に従い「日・カ経済協力協定に基づき設置されたセンターの運営に関する交換公文」が昭和41年9月プノンペンにおいてとり交され，本年度予算(約3,000万円)によりこの圃場整備計画の実施に必要な農業土木機械，農機具，肥料，農薬等を含む機材を供与することとなり，これら機材は42年3月末をもって購送完了した。

15. カンボディア畜産センター

本センターは，日本・カンボディア経済技術協力協定にもとづく協力の一環として，畜産技術の改善とその普及をはかり，もって家畜の改良増産と畜産物の増産に寄与することを目的として設置された。専門家の派遣および物資の調達業務は，旧アジア協会がカンボディア政府との契約により，昭和35年12月以降6名の専門家を派遣，昭和36年3月物資の調達を実施した。しかし農業技術センターと同様，施設の完成遅延のため，専門家は昭和37年7月全員が帰国した。以後海外技術協力事業団が本業務を引継ぎ，センター施設の完成に伴い，昭和39年4月カンボディア政府と約8,700万円の物資調達契約を締結し，また同年6月，役務提供契約により7名の専門家の派遣を実施した。

当初の事業対象としては，わが国より購送した種畜種禽を基礎として増殖し，これによって改良を進める方法を採用した。乳牛の導入によって酪農をおこし，乳製品の輸入をおさえることは，カンボディア政府当局の年来の熱望であり，センター開所式（40.7）に際し，シヤヌーク首相の演説も畜産振興を強く訴えているところで，極めて不利な自然的条件の下で家畜家禽の増殖，その配布，乳製品の生産，産卵等に成果を挙げている。家畜家禽の保健衛生については，センターにおける措置はもちろん，伝染病，寄生虫病等は周辺地域の影響が大きいので，随時周辺農家を巡回し，調査，対策指導を実施している。

農民の技術訓練については，専門家は間接指導にとどまり，直接指導はカ側要員がその任に当っている。また一般農民の畜産に関する知識の向上について

も，カンボディアにおける普及組織を通じ積極的に協力し，一方センター内における展示等により大きな効果を挙げている。協定にもとづく派遣専門家の派遣期間は40年10月で終了したが，引続きコロンボ計画により専門家を派遣し，協力を続けている。機材の購送に関しては，41年度中に約230万円の補充機材調達を実施，さらに協定終了の41年7月までに約400万円の機材調達を実施した。

本センターに関しても農業技術センターと同様協定終了後のカンボディア国側の引継ぎ体制促進をはかるため，調査団の調査結果により協定終了後のセンターの基本方針として，カ国の重点施策の一つである酪農の振興特に牛乳の生産と販売および種畜の配布等を重視しそのパイロットセンターとしてのカ側の寄せる期待に応えるため乳牛部門を充実すべく乳牛生産計画を本格的に拡充強化する方針である。従来本センターは調査研究および技術指導に重点がおかれていたため生産体制はまったく考慮されていなかったので今後は省力飼養管理を採用し，これに要する放牧柵および避難舎の建設，基礎雌牛の充実等を計り，将来飼養可能頭数である100頭まで増殖することとなった。

本年度は同センター拡充のための予算（1,990万円）が計上され，乳牛および放牧柵，避難舎等を含む機材を供与することとなり3月末をもって調達業務を完了した。

16. カンボディア医療センター

日本・カンボディア経済技術協力協定にもとづく協力の一環として，本センターは医療技術の改善とその普及をはかり，もって医療技術の向上に寄与することを目的として設置された。昭和39年3月，施設完成に伴い同年4月カンボディア政府と約2,300万円の物資調達契約を締結，さらに専門家派遣につき同年5月に役務提供契約を締結，7名の専門家を6月以降派遣した。病院的運営を予定したわが方と，カ側の予防医学を目的として運営されるべきであるとの見解に多少の相違があったが，当センターは治療医学に対する用意が充分にさ

れ，予期以上の機能を発揮することができた。外来患者はすでに業務開始当日から殺到するという盛況で，日々の受診患者数は120名以上に達し，さらに結核患者診療日は内科だけで200名近くの患者を取扱った。協定により派遣された専門家の滞在期間中（39.6～40.5）の取扱い患者数は，内科16,500名，外科3,825名，産婦人科2,276名計22,601名にのぼり，また外科手術実施例は，157例となり，産婦人科手術例は67例であった。X線は，診療用装置の他診療用X線自動車1台を準備したが，進んで検査を希望するものが多く，わずか二，三カ月で日本から運んだフィルムが涸渇することが予想され，逐次撮影を制限し，フィルムの節約に努めるといういきさつもあった。医薬品，衛生材料等も予想以上の患者数により消耗量が予想量を上まわり使用制限をせざるを得ぬこととなったが，その後センターの強い希望により，医薬品（30万円相当分）の追送を実施した。協定にもとづく専門家の派遣期間は40年5月終了したが，コロンボ計画により引続き3名の専門家を派遣し協力を続けている。

17. フィリピン小規模工業技術訓練センター

フィリピン政府は，従来生産技術，機構等の後進性，技術者の不足等の理由により，必ずしも十分に利用されていなかった豊富な国内の天然資源を利用，加工して中小企業を急速に振興させるため，昭和37年政府機構を改組して，家内工業開発庁（ＮＡＣＩＤＡ）を商工省所管のもとに創設した。このＮＡＣＩＤＡは新技術と設備とを外国より導入して，小規模工業技術訓練センターを設立し，各種職業技術を指導訓練して技術者ならびに小規模工業経営者の育成をはかる方針を決め，これが推進，実現のため，日本政府に対し，小規模工業技術訓練センターの設置について技術協力を要請してきた。よって40年3月に予備調査団を派遣し，この調査結果にもとづき，小規模工業技術訓練センター設置の方針をきめ，さらに，40年11月，4名の実施調査団を派遣し，フィリピン側との話合いを行なうとともに，現地調査を行なった。この結果，本センターは小規模工業経営者および技術者の人材養成をはかり，フィリピンの経済開発

に寄与すべく，訓練職種として，鍛造および小型機械部品製造，窯業，繊維加工および製織，竹細工および籐細工，木工の5職種をとりあげることとなった。訓練方法としては，これら職種のほか調査および経営相談を加え，併せて6部門とし，(a)技術者訓練コース，(b)経営者訓練コースおよび(c)ＮＡＣＩＤＡの指導員訓練コースの3つのコースによって実施していく予定である。

比側の都合により決定が遅延していた本センター用敷地は41年9月にマニラ東方約20キロのマリキナ市に決まり，また建物建設費（3,000万円相当額）も確保され，この結果，41年9月に本センター設置に関する協定は佐藤首相とマルコス大統領立ち会いのもとに日本において正式に調印された。早期開所を目標に日本側は要員（10名）の人選を終了し，供与機材（予算総額5,000万円）の船積を3月末までに完了し，さらに本年3月800万円の追加機材費の承認を得て，その購入業務を実施予定である。一方比側は建物建設工事を実施中である。

なお，開所は42年10月頃を目標とし先発要員3名を8月派遣の予定である。

18. シンガポール原型生産訓練センター

シンガポール政府は昭和37年9月に公文をもって在シンガポール日本総領事に対し Prototype Production and Training Centre の設置について正式要請があり，その後も再三要望があった。

これに対しわが国は40年3月当時の外務省技術協力課長佐々木正賢氏を団長とする3名の予備調査団をシンガポールに派遣し，センター設置の適否等について調査を行ない，この結果同国に緊急必要とされる小規模工業開発のため本センター設置費として8,000万円の予算を計上した。

この業務の実施について政府の委託をうけた海外技術協力事業団は外務省，労働省，通産省と種々検討の結果，実施調査団を昭和41年6月より約3週間にわたりシンガポールに派遣し，センター設置ならびに運営の具体的方法につい

て，シンガポール共和国政府関係者と話し合いを行なうとともに設置に必要な技術的事項について討議し，討議々事録に署名を了し帰国した。

シンガポールは天然資源に恵まれず，かつ従来の中継貿易港としての重要性も低下しており，従って工業化による経済の再編成が重要な問題になっている。このためシンガポール政府の工業化推進に対する熱意は極めて強く，昭和37年に政府内に経済開発庁を設け，企業の開発，なかでも技術の開発に力を注いでいる。

本センターは市内リハー・バレー路に設置され，シンガポール政府の重要施策の一翼を担ってシンガポール共和国における技術，熟練工および半熟練工に対し原型生産の実際および理論上の訓練を行なうこととなっている。しかしながら8,000万円で提供し得るコースは

1）機械加工　2）工具金型製作　3）熱処理　4）設計製図

の4部門であるが，シンガポール側は最低限これに加えて

1）研磨　2）電気メッキ　3）溶接　4）鍛造

の各部門をも設けることを強く希望してきた。よってわが国は当初前記4部門をもってまずスタートし協力実施することとなっていたが，プロトタイプ・プロダクション・ラインとしてセンターの目的を達成するのに不充分との考えから41年度予算で4,500万円追加機材の供与が認められ，これを追加4部門の増設に当てることとし，機械，工具金型類の開発，試作を設計から製作まで一貫して訓練することとなった。

本センターの設置協定は41年10月調印されたが，その後建物その他の関係で準備業務が遅れたが，42年度に機材調達を行ない年内に開所すべく先発要員を8月までに派遣の予定である。

19. メキシコ電気通信技術訓練センター

メキシコ政府は昭和43年の次期オリンピック開催決定を契機として，国土開発6カ年計画を策定し，その一環として電気通信関係全般の設備の近代化を強

力に推進している。

このため急速に進められている諸施設の拡充に対応する技術者の不足がかなり深刻化したため同国電気通信運輸省（ＳＣＴ）の所管する電気通信学園の拡充強化を計画した。その実施にあたり同国はマイクロウェーブ通信網建設計画に日本の方式を採用したことも関連して39年５月，日本政府に対し技術援助を要請してきたのでわが国は同年11月以来中南米技術協力計画により同学園に専門家を派遣し協力を続けてきた。

その後昭和40年に至り，さらに再三にわたり同学園における訓練コースの増設およびこれに伴う教官の派遣並びに実習機材の供与を要請してきた。

よってわが国はセンター設置の方針をきめ41年６月，５名の実施調査団を派遣し，メキシコ側との話合いを行なうとともに，現地調査を行なった。この結果，本センターはエンジニアの養成をはかり，メキシコの電気通信技術の発展に寄与すべく，コースとしてマイクロウェーブ訓練コース，電信自動交換訓練コース，無線通信訓練コース，搬送訓練コース，電話網設計訓練コースの５コースを開設することとなった。

本センター設置のための協定は原案を作成，日・墨両国政府間で交渉を進めてきたがメキシコ側の事情により交換公文をもって取極めをすることとなり，現在メキシコ側と交渉中であるが42年７月までには公文が交換され，直ちに機材調達と要員派遣を実施する予定である。

20. 韓国工業技術訓練センター

韓国政府は，経済開発の第二次５カ年計画の一環として，中堅技能者の養成に力を注いでおり，本計画遂行にあたって，わが国に対し，センター設置の要請をしてきた。

この結果昭和41年度予算に本センター設置費を計上して，センター設置の方針をきめ昭和41年７月に５名の実施調査団を派遣し，センター設置および運営の具体的方法等について韓国政府ならびに関係者との話し合いを行なった。

本センターは技術専門学校として大邱市にある青丘大学内に設置されるものであり，上述したような韓国政府の期待と産業界の要望に応えるべく，韓国に最も需要のある機械加工（板金，溶接，鍛造を含む）部門および化学（分析）部門の２部門につき訓練指導していこうとするものである。訓練対象者は，高等学校卒業者あるいはそれ以上の実力あるものとし，各部１期20名ないし40名程度を２年間指導し，修了者には韓国制度にある初級大学（わが国における短期大学と同じ）卒業生の資格を与えることになっている。

しかしながら，本件に関するその後の協定交渉がはかどらず，41年度内実施が不可能となり，機材調達，業務を次年度に繰越さざるを得なくなった。なお41年度予算で追加機材費が認められ機械加工部門に鋳造関係を増設することとなっている。

第３節　海外技術協力センター事業の問題点

海外技術協力センターは，昭和35年に東パキスタンのダッカに農業技術訓練センターが設置されて以来，すでに７年近くを経過したが，技術協力センター設置についての要請はつねにあとをたたず，毎年限られた予算の枠で，いずれを選択すべきかに苦しむ現状である。このことは設置された技術協力センターがいずれも当初の協定による協力期間終了後，さらに協定の延長，あるいはその他の方法での専門家の派遣を希望する等，協力の継続を要請してきていることと併せて，開発途上国の技術協力センターに対する期待の強さと評価の高さを物語っている。

一方これらの技術協力センターの内容は当初の中級以下の技術者を養成する訓練所的なものから，より高度のものが求められてきており，また相手国の経済開発計画の一環として，次第に重要な地歩を占めつつあり，このことも同様技術協力センターへの認識と評価につながるものといえよう。

これを個々のケースについてみても，タイ電気通信技術訓練センターのごと

きは，当初の3年の協定期間を2年間延長し，さらにその後もコロンボプランにより専門家を派遣し，協力を継続しているが，一方センターの内容は当初の1年制の職業学校から38年には3年制の専門学校に改組され，さらに42年には5年制の大学に昇格することになっている。このことは当然ながらタイ国の本センターに対する評価にもとづくもので，現に本センターの卒業者は他の同種機関に比し，抜群の就職率を示し，タイ電気通信事業の発展に大きく貢献しているが5年制大学への移行によりさらに幹部技術者の養成という面から，一層の効果が期待されている。

また，ケニア小規模工業技術訓練センターは，ケニア政府の中小企業振興策の一環として，また民生安定政策の一部としてとくにアフリカ人の中小企業自営者の養成という重要施策の担い手として42年4月までに96名の卒業者を出し，これらのうちすでに相当数のものが政府機関の融資をうけて，自家営業を開始しており，その成果はケニア政府はもちろん，他の先進諸国からも技術協力のモデルケースとして大きな関心をもたれており，隣国のウガンダよりも同種のセンター設置の要請が出て42年度に実施の計画である。

その他インドで周囲の3倍から5倍の米の収量をあげ同国にとって焦眉の急とされている食糧難解決のための一つの手がかりとして期待されているインド農業技術センターや，東南アジアにおける数少い，またもっとも優れたヴィールス研究機関の一つとして，広く各国から認識されつつあるタイヴィールス研究センターなどいずれのセンターも前記2センターと同様，年とともに次第に業績をあげつつあり今後に期待されるところは大きい。

しかし海外技術協力センターはこれらの成果にもかかわらず一方に当面する多くの問題を抱えている。

その一つは協定期間の問題である。前述した引継センターがなお相当期間コロンボ計画による協力を必要とすることは，相手国の引継能力の低さを物語るものである。しかし国内で運営しても軌道にのるには3年を要するといわれるこの種のセンター施設を，レベルの低い国の中で，しかも相手側の要員を養成しつつ運営していくのであるから，原則的に3年という期間で引継ぐことが，

そもそも無理な話であり，少なくとも5年から7年アフターケアーを含めれば10年位の期間の協力は必要不可欠の条件というべきであろう。

第二の問題は，いかにしてもっとも現地の実情に適したセンターをつくるかということである。

海外技術協力センターは，相手国内に設置される以上これが設置に当っては相手国の社会，自然等の諸条件も含めて十分検討考慮すべきことはいうまでもないが，一方その国の産業発展の動向，従ってその産業開発計画に十分密着したものであることが肝要である。また，相手国も相当額の経費を負担することであるから，その国の熱意の程度から財政，外貨事情，さらには技術水準，教育水準から行政機構の問題まで含めた考慮，検討が必要であり，十分な予備調査と実施調査のためにコロンボ計画等により専門家を相当期間現地に派遣して，十二分に調査検討するごとき措置も必要となろう。

一方海外技術協力センターの規模も従来は供与機材5千万円から8千万円のものが大部分で，やや画一化された感があり，しかも他の先進諸国によるセンターに比し規模が小さく，これがとかく相手側の不満と批判を招く原因となる場合も少なくなかった。今後はセンター数の増加はもとより，質に重点をとって十分な機能をもち，効果の期待される大型センターにも配慮が払われるべきであろう。

またとくに開発の遅れた国の場合は財政上の負担能力も乏しく，このため土地，建物を相手国に負担せしめる一般の原則によっては，施設建築の渋滞から大幅な開所の遅延を招く場合が少なくない。従って今後はその国の能力によっては，画一的な原則を押しつけず，先進諸国の場合に多くみられるような建物を含めた援助をすることも必要であろう。

第三には，設置後の運営上の問題である。

海外センターはたとえ十分な調査と検討の結果であっても，相手国のその後の状況の変化等から，相手側の負担する材料費，運営費の不足による訓練実施上の問題等，種々の障害を生ずることも少なくない。したがって，これら海外センターを効果的ならしめるためには，設置の際のみならず，運営についても

十分なアフターケアーを行なう必要がある。運営期間中は文書による連絡を密にすることはもちろん，少なくとも年に一度くらいは現地の実態調査を行なうなど，十分にセンターの実情を把握しうるごとき態勢を整えることが肝要である。また海外センターに問題が生じたときは，つねに，直ちに現地へ人を派遣して対処することも要しようし，特別に緊急の問題がなくとも，運営上，あるいは技術上困難な問題をかかえたセンターに対しては，年一度位専門家を派遣して技術上，運営上の指導をすることも必要であろう。とくに最近に多くみられる相手国の経済開発計画の一環として，センターの運営がその国の政策に密着し，またその国の産業社会，自然等に強く関連する傾向があるセンターの場合は，センターに派遣された限られた要員をもってしては解決困難な問題が少なくなく，かかる技術，運営の指導班の派遣がとくに肝要である。またできうれば各センターの理事長を年に一度，一カ所に集めて理事長会議をもち、相互にセンター担当者としての意見を交換し問題の解決を図ることもセンター運営にとって有効な，かつぜひ実現したい制度である。

他方，センターの運営費は相手国の負担が原則であるとはいえ，運営費の不足から訓練，運営上に支障をきたし，センターの効果にまで影響を及ぼす例も少なくない。したがって，相手国の経済状態等の如何によっては運営費の援助等も考慮することが必要であろうし，その他一般の場合でも，少なくとも相手国の負担に困難が生じたときは，協定や原則にとらわれず，たとえば予備費的に補充機材費を計上し，緊急必要とする追加機材や補修部品等の供与にあてるごとき弾力的な措置も必要である。

優秀な専門家の確保も，センターにとって極めて重要な問題である。海外センターは，協定により専門家の派遣は日本側に義務づけられており，また各部門の専門家を一時に集めねばならぬこと，とくに困難な条件のもとでの仕事であるため，全体のチームワークはもっとも肝要であること等の諸事情によってその確保はむずかしい。このためには，給与，現地生活環境，労災保障等の雇傭条件の改善が必要であり，他方国内に広く人材を求めるとともに，さらには事前の十分な訓練養成等の措置が必要であることはいうまでもないが，それ以

上に，大きくは民間機関を含めた広範囲な人選のための協力体制とか，優秀な専門家を海外技術協力事業団にプールして，常時派遣しうる体制の樹立が求められるべきであり，小さくは子弟の教育から帰国後の生活保障，就職斡旋といったことまで，きめの組かい施策が必要であろう。

要するに技術協力センターは，開発途上にある諸国に対してその開発促進に役立たしめることが目標である。これら諸国には予測できないいろいろの問題が少なからず内包されている。従って，わが国としてこれら相手国内に設置，運営される技術協力センターについては，今後とくに一層即応的，機動的な態勢をとっていくことが要求されよう。最近わが国の技術協力のあり方について，集中化への転換が論議されており，かかる方向へ進展することとなれば，当然プロジェクト・ベースによる総合的技術協力が期待されることとなろうし，その場合，海外技術協力センターはプロジェクトの中心的役割としてさらに重要なものとなろう。

海外技術協力センター実施一覧表　　42.6.31現在

センター名	要員数	実施状況
インド水産加工技術訓練センター（マンガロール）	4	37.3.31協定締結，37.12要員赴任，38.7訓練開始，38.12開所式，協定2年3カ月延長，42.6協定終了後C・P・により協力予定 ※機材費62,172千円
ブラジル繊維工業技術訓練センター（レシフエ）	5	37.3.28協定締結，39.3～10要員赴任，40.7仮開所，40.8一部開講，協定3年4カ月延長 ※機材費82,533千円
インド農業技術センター 既設（ナディア，サンバルプール，シャハバード，スラート）	16	37.4.23協定締結，37.5～6要員赴任，37.8～11開所，協定2年間延長，42.4協定終了 ※機材費49,430千円
新設（バパトラ，マンディア，チエンガマナード，コポリ）	16	39.12.17協定締結，40.3要員赴任 ※機材費46,902千円
ガーナ繊維訓練センター（テマ）	8	38.5.23協定締結，40.1～11要員赴任，42.2仮開所，協定3年延長予定 ※機材費52,944千円
パキスタン電気通信研究センター（西パ・ハリプール）	7	38.11.16協定締結，39.3～7要員赴任，39.7開所，協定2年延長の予定
ケニア小規模工業技術訓練センター（ナクル）	10（中近東・ア，1）	39.7.30協定締結，39.9～12要員赴任，40.7仮開所，41.4開所式 ※機材費54,961千円
タイ道路建設技術訓練センター（ソンクラ）	10	39.11.16協定締結，40.2要員赴任，40.4開所 ※機材費201,682千円
タイ電気通信技術訓練センター（ノンブリ）	6（C・P・）	35.8.24協定締結，35.11要員赴任，36.1開所 ※機材費103,260千円 協定2年間延長，38.7～11要員交替 協定期間 40.8.23終了，引続きC・P・により専門家派遣(40.7)
東パキスタン農業機械化訓練センター（ダッカ）	4（C・P・）	35.7.30協定締結，35.8要員赴任，35.9開所 ※機材費40,755千円 協定2年間延長，38.12要員交替，協定協力期間40.7.29終了，引続きC・P・により専門家派遣
セイロン漁業訓練センター（ネガンボ）	3（C・P・）	36.3.20協定締結，36.7～12要員赴任，37.10開所訓練開始 ※機材費32,507千円 協定1年半延長，協定協力期間40.1.9終了，引続きC・P・により専門家派遣
イラン小規模工業技術訓練センター（カラジ）	4（中近東・ア）	35.9.12協定締結，37.2～9要員赴任，38.8開所 ※機材費58.534千円 協定2年間延長，協定協力期間 40.9.11

センター名	要員数	実施状況
		終了，引続き中近東ア計画により専門家派遣
アフガニスタン小規模工業技術訓練センター（カブール近郊）	4 （C．P．）	36.3.15協定締結，37.5～8要員赴任，38.8開所 ※機　材　費72,749千円 協定1年半延長，協定期間40.9.14終了，引続きC．P．により専門家派遣(40.10)
	4 （C．P．）	36.11.25協定締結，39.9要員赴任，38.2開所，協定協力期間41.5終了，引き続きC．P．により専門家派遣 ※機　材　費44,536千円，医療協力予算により追加機材購送準備中
カンボディア農業センター（バッタンバン州）畜産センター（コンポンチャム州）医療センター（バッタンバン州）	4 （C．P．） 6 （C．P．） 3 （C．P．）	34.3.2日本，カンボディア経済技術協力協定（15億円を無償供与）締結，建物は(大林組が施行)39.2～3月完了，3センター共（〔医〕40.5.9〔農〕40.9.30〔畜〕40.10 31）それぞれ契約期間終了し，現在ＣＰ専門家により，業務を継続実施中。41.7 5協定終了，これにもとづきセンター運営に関する交換公文9.30署名。10.1発効センター拡充のための機材購送業務実施
フィリピン小規模工業技術訓練センター（マリキナ）	(10)	41.9.29協定調印，　42.3要員人選および機材船積完了
シンガポール原型・生産訓練センター	(12)	実施調査団派遣41.6.9～6.27　設置協定調印41.10.15 機材調達，要員人選業務実施中
メキシコ電気通信技術訓練センター	(8)	実施調査団派遣41.6.4～6.27 7月交換公文取り交し 機材調達準備業務実施中
韓国工業技術訓練センター	(6)	実施調査団派遣41.7.7～7.23 協定交渉中 機材調達準備業務実施中。 韓国側カウンターパート4名来日研修中

（注）1.　要員の（　）内は未実施のもの。

2.　要員の（C．P．）はコロンボ計画，また（中近東・ア）は中近東，アフリカ計画にもとづく引き継要員。

3.　※印は既供与